令和5年度第4回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和5年7月27日　午後2時00分							
閉 会 日 時	令和5年7月27日　午後3時55分							
場　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （16名）	1	南　忠明	2	出口　幸博			4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一			8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章	15	坂瀬　達生	16	本村　元
			18	林　賢市	19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （3名）	3	山﨑　早苗	7	中村　耕二	17	寺坂　誠一		
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）_								
署 名 委 員	2	出口　幸博	4	平田　光昭				
事 務 局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 25 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について	可　　決
	議案第 26 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 27 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 28 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入）に係る意見について	可　　決
	議案第 29 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 30 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 31 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 32 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について	可　　決

＝午後 2 時 00 分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第4回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、3番委員、 7番委員、17番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中16名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願いいたします。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第4回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

はじめに、議案第25号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消に関する参照条文を説明します。

1ページをご覧ください。

五島市農業委員会総会会議規則（議案及び動議の訂正又は撤回）第16条　総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

2ページをご覧ください。

議案第25号をご説明いたします。

本案は、令和5年4月26日の総会において、農地利用状況調査に係る非農地の判断を得た案件であります。今後農地として利用していくとのことで、富江地区協議会においても農地としての利用が見込めるため取り消す、とのことでした。

以上のことから、非農地判断の取消について総会の承認を得るものであります。

所在、所有者は議案記載のとおりとなっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第２５号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２５号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第２６号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 26 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。

３ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。

その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

それでは議案について説明します。４ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 3 筆、畑 7 筆で、面積は 10,795 ㎡となっております。

４月からの累計は、田 27 筆、畑 109 筆で、合計面積は 144,633.36 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第２６号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２６号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第２７号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。

5から6ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第２７号の１番から2番を審議いたします。

なお、本案につきましては、1番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－１番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、7 ページの議案第 27 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま使用し、境界はブロック塀を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水につい

ては合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
　次に、8 ページの議案第 27 号の 2 番をご説明いたします。
　権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
　申請地は、現状のまま使用し、境界にコンクリート枠があることにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、周辺地域は宅地化されており、近隣の営農に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
　以上です。

○議長（会長）
　次に、議案第27号の1番から2番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
　質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

　はじめに、議案第27号の1番に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます

□崎山地区協議会会長
　崎山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

　ただいま議題となりました、議案第27号の1番について、当協議会は去る7月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

　以上で崎山地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
　崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長（会長）
　挙手がないようですので、つづきまして、議案第27号の2番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
　本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第27号の2番について、当協議会は去る7月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

〇議長（会長）

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

〇議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第27号の1番から2番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

〇議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号1番から2番は、許可相当と決しました。

1番〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

〇議長（会長）

次に議案第27号3番以降を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、9 ページの議案第 27 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。

申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界については、土留め工事を実施することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。敷地を砕石敷きとし露天資材置場として使用することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画となっております。

次に、10 ページの議案第 27 号の 4 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。

申請地は、現状のまま使用し、境界は擁壁を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、11 ページの議案第 27 号の 5 番をご説明いたします。

申請地は、昭和 58 年 5 月に自宅を新築し、同時に当該地を住宅用地の一部（庭地）として転用

し、現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、住宅の用が連たんする区域内の第 3 種農地であります。転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、今後も庭地として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下する計画です。

次に、12 ページの議案第 27 号の 6 番をご説明いたします。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま使用し、境界はコンクリート塀や石積擁壁が設置されており、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。住宅から公道への出入り部分として使用することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画となっております。

最後に、13 ページの議案第 27 号の 7 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所の支所からおおむね 500m以内の区域にある第 2 種農地であります。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の一部にコンクリートブロック塀が設置されており土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。露天駐車場及び資材置場として使用することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第27号の3番から7番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第27号の3番から4番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます

□福江地区協議会会長
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第27号の3番及び4番について、当協議会は去る7月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第27号の3番及び4番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第２７号の５番から６番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第２７号の５番及び６番について、当協議会は去る７月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第２７号の５番及び６番の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第２７号の７番に対する岐宿地区協議会会長の報告を求めます。

□岐宿地区協議会会長
岐宿地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第２７号の７番について、当協議会は去る７月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
岐宿地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第27号の3番から7番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号3番から7番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第28号　五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入）に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

14 ページをご覧下さい。

五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。

15 ページをお開き下さい。

議案第28号

1番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、岐宿町　田 1 筆　1,250 ㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら継続して農地保全を行いたい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努める。」とのことです。

16 ページをご覧ください。

2番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、岐宿町　田 1 筆　2,578 ㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら継続して農地保全を行いたい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努める。」とのことです。

以上です。

○議長（会長）

次に、議案第２８号の１番から２番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第２８号の１番から２番に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長
山内地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第２８号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての１番と２番について、当協議会は去る７月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

1 番と 2 番の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。

以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長（会長）
質疑を終わります、採決は一括して行います。
議案第２８号の１番から２番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、「適当である。」との意見であります。
地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については「適当である。」とすることに、ご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第２８号の１番から２番までの２件は、「編入のための計画変更については適当である。」との意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第２９号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
17，18 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第29号の1番を審議します。

なお、本案については、6番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－6番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。19 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　畑 1 筆　3,090 ㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第29号の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号の1番は、原案のとおり可決されました。

6番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－6番出席－

○議長（会長）

続きまして、議案第29号の2番以降を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、2 番以降をご説明いたします。

2 番　　申請地　畑 4 筆　　7,304 ㎡

更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

3 番　　申請地　畑 8 筆　　16,709 ㎡

更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

4 番　　申請地　田 1 筆　　1,670 ㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　畑 1 筆　　4,335 ㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

6 番 1　　申請地　田 1 筆、畑 3 筆　　13,405 ㎡

6 番 2　　申請地　田 1 筆　　2,945 ㎡

6 番 3　　申請地　畑 2 筆　　7,690 ㎡

6 番 4　　申請地　田 1 筆　　3,191 ㎡

以上、6 番各号につきましては、新規で、契約内容は 6 番 1 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

7 番　　申請地　畑 1 筆　　2,545 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

8 番　　申請地　田 2 筆　　2,728 ㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番 1　　申請地　田 2 筆　　3,237 ㎡

9 番 2　　申請地　田 2 筆　　2,951 ㎡

9 番 3　　申請地　田 3 筆　　6,871 ㎡

9 番 4　　申請地　田 2 筆　　1,636 ㎡

9 番 5　　申請地　田 1 筆　　3,581 ㎡

9 番 6　　申請地　田 1 筆　　1,922 ㎡

以上、9 番各号につきましては更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

10 番 1　　申請地　田 3 筆　　4,670 ㎡

10 番 2　　申請地　田 4 筆　　2,736 ㎡

以上、10 番各号につきましては新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

11 番　　申請地　田 2 筆　4,257 ㎡
契約内容は売買となっております

12 番についてですが、先程の議案第 25 号の非農地の判断の取消しで非農地は取り消されましたので、山林原野という所を畑に訂正をお願いいたします。

12 番　　申請地　畑 1 筆　1,097 ㎡
契約内容は売買となっております。

13 番　　申請地　田 2 筆　3,148 ㎡
契約内容は贈与となっております。

以上、申請番号 2 番～13 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

□委員

12 番なんですけど、こちらはなぜ非農地。どこかで改良したんですか。

○議長（会長）

4 月に非農地と判断したんですけど、その土地を樹園地として椿を植えるので農地として使いたいという事で取消しにして売買でこの方に持って行くという事です。

□委員

わかりました。

○議長（会長）

他に挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第２９号、貸借（たいしゃく）権設定の２番から１０番２、所有権移転の１１番から１３番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２９号の２番外２０件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第30号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第 29 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
それでは、議案についてご説明いたします。26 ページをご覧ください。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	3,930 ㎡
1 番 2	申請地	畑 2 筆	1,728 ㎡
1 番 3	申請地	畑 1 筆	3,507 ㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

1 番 4	申請地	畑 1 筆	3,590 ㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

1 番 5	申請地	畑 1 筆	1,897 ㎡
1 番 6	申請地	田 1 筆	3,844 ㎡
1 番 7	申請地	畑 1 筆	2,297 ㎡
1 番 8	申請地	畑 2 筆	3,569 ㎡
1 番 9	申請地	畑 2 筆	4,777 ㎡
1 番 10	申請地	畑 6 筆	5,701 ㎡
1 番 11	申請地	田 4 筆	4,925 ㎡
1 番 12	申請地	畑 1 筆	2,296 ㎡
1 番 13	申請地	畑 1 筆	1,034 ㎡
1 番 14	申請地	田 6 筆	3,886 ㎡

以上、1 番各号の契約内容は、使用貸借権が 1 番 6、1 番 14 で、ほかは賃貸借権となっております。
以上、1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。
議案第30号、貸借（たいしゃく）権設定の1番1から1番14は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号の利用権設定の1番1外13件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第31号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。31ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第30号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。32ページをご覧ください。

1番　　申請地　　畑1筆　3,930㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

2番　　申請地　　畑2筆　1,728㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

3番　　申請地　　畑1筆　3,507㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

4番　　申請地　　畑1筆　3,590㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

5番　　申請地　　畑1筆　1,897㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

6番　　申請地　　田1筆　3,844㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

7 番 1　　申請地　　畑 1 筆　2,297 ㎡
7 番 2　　申請地　　畑 2 筆　3,569 ㎡
以上、7 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

8 番 1　　申請地　　畑 6 筆　5,701 ㎡
8 番 2　　申請地　　畑 2 筆　4,777 ㎡
以上、8 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

9 番　　申請地　　田 4 筆　4,925 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

10 番 1　　申請地　　畑 1 筆　2,296 ㎡
10 番 2　　申請地　　畑 1 筆　1,034 ㎡
以上、10 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

11 番　　申請地　　田 6 筆　3,886 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、1 番 1 から 11 番までの計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

○議長（会長）
議案第３１号について質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長（会長）
では、採決いたします。
議案第３１号の貸借（たいしゃく）権設定は、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第３１号の１番外１３件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第３２号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます

□事務局

議案第３２号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について、関係条文を要約して説明いたします。

38 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 6 条に、市町村は政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるとなっております。

また、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条に、市町村が基本構想を定めようとするときは、農業委員会の意見を聞かなければならないとなっています。

これらに基づき、7月１０日に五島市長より意見聴取の文書が提出されましたので、39 ページから 72 ページに掲載させていただいております。

構想の内容については、担当部署の農林課より係長に出席していただいておりますので、係長の方から説明をお願いします。

○農林課（係長）

基本構想の変更につきまして説明させて頂きます。

まず基本構想についての概略を説明させて頂きます。説明の中で農業経営基盤強化促進法につきましては、「法」と省略をさせて頂きます。この基本構想につきましては、法第6条の規定で、基本構想を定めることができるようになっておりまして、おおむね5年ごとに県が策定する基本方針に即し、策定することとなっております。

基本構想では、第 1 条から 5 条まで事項が定められております。これは法に定められており、具体的な内容は、基本要綱において定められております。

基本構想の確定にあたりましては、農業に関する団体など関係機関の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとなっているため、ごとう農協や農業共済、農業委員会事務局、長崎県など関係機関と協議をしましてこの案を作成しています。

最終的には基本構想は 9 月中に公告をし、施行する予定しております。

次に今回の見直しの内容につきまして、説明をさせて頂きます。

総会資料では３９ページから基本構想案となっておりますが、５３ページからの新旧対照表の方で、変更部分のみを説明いたします。

左側が今回の改定案右側が現行の業務構想となっております。

文字の修正など細かい変更部分は説明を省略いたします。下線が引かれている部分が変更した箇所となります。

まず最初に５８ページになります。上から 7 行目　第3が新設されておりまして、農業を担う者の確保及び育成に関する事項と題しております。

この事項の中で、農業を担う者という新しい表現が使われておりますが、認定農業者を担い手に加えて雇用従事者、新規就農者、農作業の受託者などもこの農業を担う者に該当するとなっております。

これまでの農業者の養成、確保につきましては 68 ページから６９ページにかけて、現行（右側）の基本構想に記載しておりましたが、内容が見直され第３へ新設されております。

まず、1が「農業を担う者の確保及び育成の考え方」として、市と関係機関との連携、認定新規就農者への支援、地域に定着するための情報の提供などを記載しております。

次の 2、五島市が主体的に行う取り組みとしまして農業を担いう者の確保のため関係機関との連携、農用地のあっせん、また就農後の定着に向けたサポート体制、新たな青年等の農業経営者に対しましては、国の制度を活用した支援、認定農業者への誘導などを記載しております。

５９ページの３番関係機関との連携・役割分担の考え方としまして、農業委員会の役割として農地に関する相談対応や情報の提供などを記載しております。
４番就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供としまして、関係機関が連携し就農業者への情報の提供、経営移譲の希望者へサポートなどを記載しております。
次に第 4 効率的かつ総合的なという文言が追加されておりまして、五島市としての考え方を追加して記載しております。
今後進められる地域計画の実現に向けた農用地の集約の取組について主に記載しております。

次に６０ページになります。
右側現行の(2)農地中間管理事業の実施に関する事項、こちらが削除となっております。
これは法に記載事項として元々定められていなかった為、県からの指摘により削除することとしました。
２その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の(3)農用地の集積の推進を強調した表現として記載をしております。
最適な農地利用を図るための施策につきましては、終了した事業は削除をしまして畑地に関する事項だけを載せてたんですけど、水田に関する事業を追加をしております。
６１ページ現行右第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項につきましては、①利用権設定等促進事業が農地中間管理事業及び利用権の設定等を促進する事業へ変更されています。
そして右側の④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業が削除となっております。これは法の改正に伴う削除となっております。
先程の①利用権設定等促進事業ですけど、これは農用地の貸借に関しては法の改正により基本構想への記載事項から削除はされていますが、経過措置が設けられておりまして令和 9 年度末まで現行の通り適用することが出来ることになっております。
次に下の方の 1 になります。
利用権設定等促進事業に関する事項、こちらが左側の第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項に変更されております。
内容としましては、法の 18 条第 1 項に区域における農業の将来の在り方など農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について農業者や農業委員会、農地中間管理機構などの関係機関、その他の関係者による協議の場を設けとありまして、この協議の場の開催時期、参加者、相談窓口の設置、地域計画の区域の基準として農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準などについて記載しております。
次に 68 ページになります。
3 の(2)農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん。
次の(3)農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等につきましては、こちらも法の改正により地域計画の実現に向けた内容などを追加しております。
最後に７０ページから７２ページまで別紙 1 につきましては、第４の１の（１）⑥の利用権の設定

等を受けるものが利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件が記載されていますが、利用権設定等促進事業の削除に伴い、こちらも削除しております。また、この別紙につきましても経過措置により令和6年度末まで適用できることとなっております。

以上で基本構想の変更に関する説明を終わります。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

□委員
４０ページの３　五島市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、とありますが優良な経営の事例とはどういうような物があるんですか。

○議長（会長）
認定農業者をさしていると思います。

□委員
具体的につかんでいるかどうかというのを確認したいんです。

□農林課係長）
４２ページの個別経営体の表のこれが優良事例を踏まえた経営という事で。

□委員
こういうのをしたら良いですというのを書いているんですね。
これで 380 万の収入があるんですか。予定として。

□農林課（係長）
経営資料に基づいて計算すると、計算上はそうなります。

□委員
売るのはどこで売るんですか。作っても売れないと収入にならないでしょ。
私は販売が一番大切じゃないかなと思ってるんですよ。
作るのは皆さんプロだから作れるんだと思うんですよ。
販売の方が問題じゃないかなと実は思ってます。

□農林課（係長）
基本的には農協を通した販売になってくるかと思います。
個人で売ると思っている方は分かるルートで販売する。

□委員

農協さんで売ってる方達も大変な思いしてるみたいですよ。黒字にならないみたいですよ実際は。
そこら辺はどう考えてるのかなと思って。
３８０万の収入といったら大変な事ですよ。どういう風な考えでやってるのかなと思って。

□農林課（補佐）
これだけの作付けをすると、通常先程三河が言いましたように JA で販売したり法人さんであれば個別ルートで販売したり、中にはインターネットで直接個別で販売したりあと、色んな事業、離創協を使いまして販売ルートを新しく開拓していったり、そういった事で契約栽培もそうですけど、そういった新たな販売ルートを探したり。ただ今回ここに載せておりますのは一応こういった作物をこういった面積で作ると、だいたい 380 万認定農業者の水準になるんですけど、一応それがクリア出来ますよという事で県の経営指標というのがございますので、それを元にして作付けの紹介をしているというような形になります。

□委員
という事は、市が先頭に立って販売の促進をするという考え方でいいんですか。

□農林課（補佐）
納得しないわけではないですけど、我々のスタンスとしましては、営農の作付けをしやすいような状況を作る。販売については、プロは農協さんがいらっしゃったり、法人さんであれば離創協（離島振興地方創生協会）、独自にルートを持ってる人は独自でやっていくでしょうし。

○議長（会長）
他にありませんか。

□委員
産出高の多いのはブロッコリーなんですよ。産出高が多いという事は、ブロッコリーの産地が沢山増えてるという事です。値段は安定しないんですよ、今からは。
で、なぜここにブロッコリーブロッコリー書いてるのかなと。
五島ではブロッコリーは案外安定はしていません。ブロッコリーは売ってみないと分からないし農協からは引かれるし、捨てられるし。
ブロッコリーで黒字を出してる人はいないです。何でここにブロッコリーを書いてるのかなと思うんですけど。
ブロッコリーの将来性というのは見込んでいるんですか。

□農林課（係長）
県の指標で令和 3 年に作ったものなんですけど、その当時の計算によってこれだけ色々組み合わせがあるんですけど、その中でブロッコリーも入ったという形です。

□委員
スナップエンドウとブロッコリーは収穫が同じ時期なんですけど。
スナップエンドウを作った人はブロッコリーの収穫は絶対できんとですけどね。
家族労働２．５人では。

市役所が経営方針というか、こういうのが良いよというのを研究しないと。何を作っていいのかというのが農家の実態です。
市役所は国とか県の出先だけをするだけではなくて、五島市の独自の物を何か考えてやった方がいいんじゃないかと思います。県や国の事務委託しかしてないような感じがします。
何を聞いても、それは市役所がする仕事ではないですとか振興局ばかりあてにする訳にもいかない。離創協（離島振興地方創生協会）とかも何でも　積極的に色々利用して、今のかんしょもそうですけど、カボチャもそうです、他にも扱える商品があると思います。
ブロッコリーも農協出荷じゃなくて、離創協（離島振興地方創生協会）とか。以前ブロッコリーを出して下さいと来た事がありますよね。品質もあまり厳しくないんですよ。そういうのを見つけてみて下さい。

□農林課長
以前課長とも話した通り、市役所には農業技術者というのはいないので、県の技術者の方が技術指導をという事で指導させて頂いて。市はその補助とか補助事業等の事務が主になっているような状況です。
先程でました離創協（離島振興地方創生協会）とか新たな開拓という事で。色んな声があった時には農協さんと話をしながら開拓にも努めてるんですけど、今のところ何を作って下さい、何が良いようですという話は出来るんですけど、何を作って下さいという所までは市の立場では言えないかなと言う風に考えております。

□委員
アイデアというか　叩き台ぐらいは欲しい。農家の判断でグループを作ってそこに出してみようかなとか、そういう風なのもできるので。離創協も今どういうのを見つけてますよとか情報くらいは提供して欲しい。

□農林課長
わかりました。勉強しまして提案といいますか、今おっしゃられたように今こういう作物がいいようですとか、情報提供ができるように努めてまいりたいと思います。

□委員
お願いします。

□委員
今課長の話で農協というのが出てきてましたよね。
農協さんに出すのが非常に厳しいんですよね。例えば野菜の商品もどんどん落とされるんですよ。
で、良いのだけしか取ってくれないというのがあるんです。私達一般消費者からすると、安くなって買えるとか思ってる物でもどんどん外されていく。だから農協さん一辺倒じゃなくて違う考え方もしてほしいなというのが希望です。

□農林課長
今のご意見は農協さんにも情報提供させて頂いて、おっしゃられるように規格外品という物について加工するとかというのを農協さんも考えているようなので、今の貴重なご意見はお伝えしてアイ

デア品を求めたいと思います。

○議長（会長）

他になければ、本案に関しまして、先ほど運営員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

議案第３２号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に係る意見について」は、「適当である」との意見に決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（会長）

それでは、採決を行います。

議案第３２号に対する運営委員会の報告は、「適当である」とのことであります。改善点はございますが、報告のとおり「適当である。」とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３２号は「適当である。」との意見に決しました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

（１）会議等報告・予定について

（２）農地所有適格法人要件確認について

（３）五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について

（４）五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について

（５）農業委員、推進委員の公務災害補償制度への加入について

（６）その他

について報告

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和５年度第４回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 3 時 55 分　閉会＝